

(2)設置主体と委託の状況について

○センター設置数3,436箇所のうち

直営は1,179箇所(直営率34.3%)

委託は2,257箇所(委託率65.7%)

○内訳は、以下のとおりとなっている。

委託先	箇所数	割合
直営	1,179	34.3%
社会福祉法人(社協除く)	1,085	31.6%
社会福祉協議会	427	12.4%
医療法人	396	11.5%
民法法人	146	4.2%
広域連合等の構成市町村	86	2.5%
株式会社	50	1.5%
NPO法人	14	0.4%
その他	53	1.5%
合計	3,436	100.0%

(3)職員の配置状況について

○1センターあたりの職員の配置状況(センター長、事務職員等除く)は、以下のとおりとなっている。

人数	箇所数	割合
12人以上	52	1.5%
9人以上～12人未満	73	2.1%
6人以上～9人未満	236	6.9%
3人以上～6人未満	2,546	74.1%
3人未満	529	15.4%
合計	3,436	100.0%

「地域包括ケア」の確立

◎ 地域包括ケアとは

○ 高齢者が住み慣れた地域でできる限り継続して生活をおくれるように支えるためには、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、適切なサービス、多様な支援を提供することが必要。

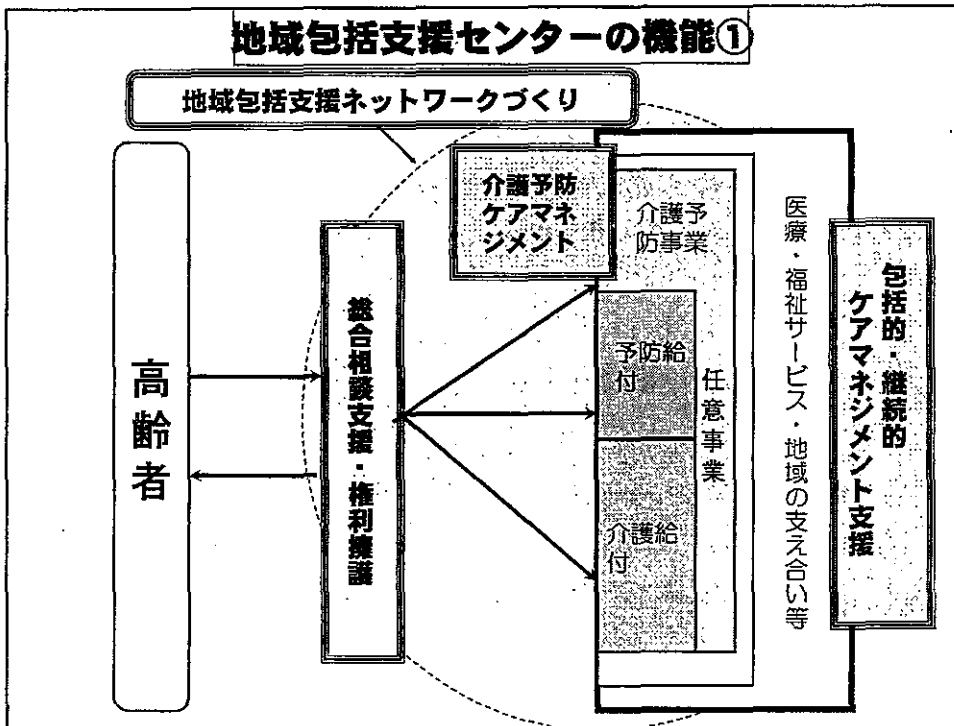
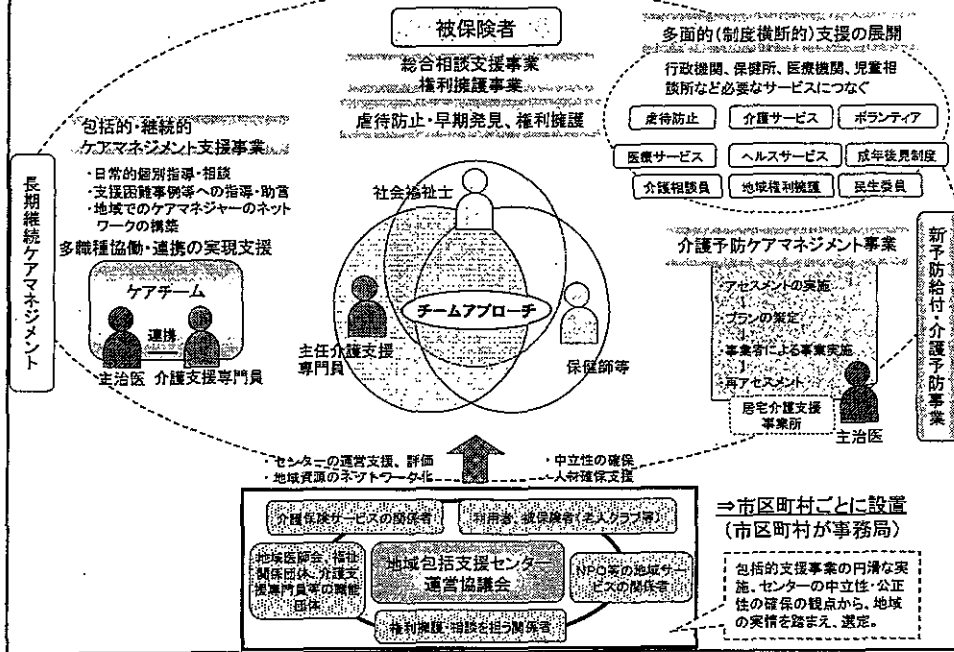


○ そのためには、自助努力を基本にしながら介護保険を中心としつつも、保健・福祉・医療の専門職相互の連携、さらにはボランティア等の住民活動などインフォーマルな活動を含めた、地域の様々な資源を統合、ネットワーク化し、高齢者を継続的かつ包括的にケアする必要がある。

⇒すなわちこれが「地域包括ケア」

地域が高齢者を支える ⇔ 高齢者が地域を支える

地域包括支援センターと地域包括ケア (イメージ)



地域包括支援センターの機能②

地域包括支援ネットワークづくり

高齢者

○地域包括支援センターの活動を支えるネットワーク

- (例)・介護保険サービス関係者、団体
・利用者、被保険者
・成年後見関係者、民生委員、介護相談員
・地域支え合い等インフォーマルサービス
・一般地域住民

○地域包括支援ネットワークの意義

- ・地域における包括的・継続的ケアマネジメント支援体制の構築
- ・総合相談支援・権利擁護、介護予防業務等のバックアップ体制の構築
- ・地域における人材育成・確保
- ・地域づくりなどへの取り組み

地域包括支援センターの運営の基本的視点

- 地域包括支援センターがその目的を達成するためには、次のような基本的視点で運営することが求められる

「公益性」の視点

- 介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」

「地域性」の視点

- 地域の意見を汲み上げ、地域が抱える課題の解決にとりくむ

「協働性」の視点

- 3専門職(保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員)のチームアプローチ
- 地域の社会資源との連携
- 地域住民への働きかけとネットワーク構築

地域包括支援センター職員の基本的視点

高齢者が自分らしい生活を継続するための支援

権利擁護の視点に基づくこと

相談者のプライバシーの尊重

高齢者に対する包括的支援の重視

チームアプローチの理解

専門性の向上

地域包括支援ネットワークの構築

実態把握が最初の一步

- 基礎的データの把握
- 調査の実施
- 戸別訪問の実施
- 地域活動への参加



- マップの作成
- データベースの作成
- 既存ネットワークの整理

ネットワークの構築のために

地域にどれくらい足を運び、関わったかネットワークの構築と範囲は比例する。
特に地域住民からの相談はネットワーク形成のチャンス

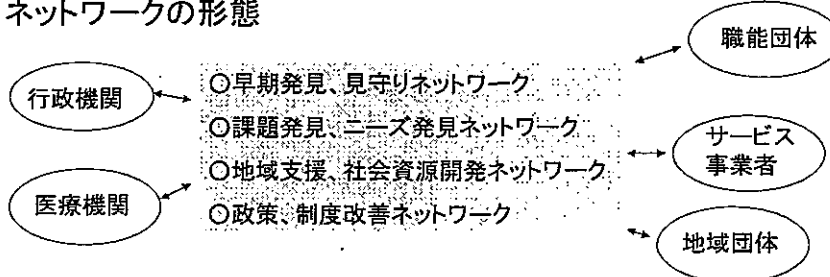


「顔の見える関係づくり」

ネットワークの構築の目的、必要性を共通理解する

- 多職種多機関との協働で問題解決にあたり支援する
- 住民同士での支え合いによる「地域力」の向上を図る
- ネットワークを通じた相談、通報等による早期対応が可能となる

ネットワークの形態



ネットワークの広域的な連携

担当圏域内における、地域包括支援センター相互のネットワークの構築はもとより、市町村及び市町村の圏域を超えた「三層構造」の取り組みが支援の向上につながる。

- (1)地域包括支援センター単位のネットワーク
- (2)市町村単位のネットワーク
- (3)市町村の圏域を超えたネットワーク

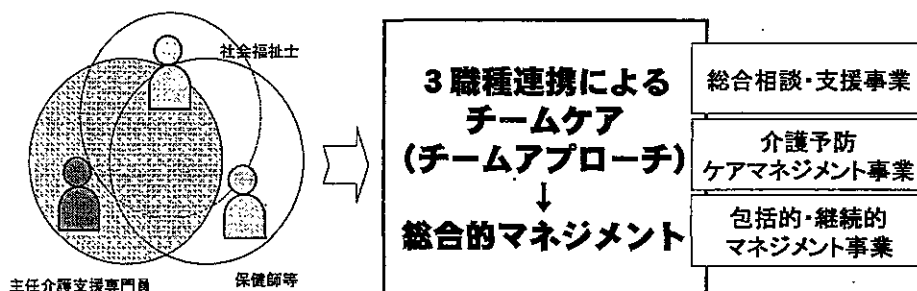


ネットワークの拡大

チームアプローチの構築

3職種連携によるチームケア（チームアプローチ）

3つの基本機能について、それぞれ専門職としての知識・技術を活かしつつ、**チームアプローチ（3職種間での連携・協働）**を行っていくことが重要。



チームアプローチの徹底により、利用者一人一人に係るケアマネジメントの継続的な支援及び重層的な支援と、自立支援に向けた取組（総合的なマネジメント）を行って行くことが重要。

なぜチームアプローチが必要なのか

自分の専門分野に関する視点のみで対応

相談の背景には様々な問題が多岐にわたり内在している。専門職分野ごとに切り分けできるものではない。



専門分野の狭間に陥り、課題を見落としたり、真の課題を把握できない可能性がある。

真の課題を把握し適切な対応をするためには……

相談者に対して、適切なケア(地域包括ケア)を提供するためには、情報の共有や専門職相互の助言等を通して、各専門職が目標を共有し、連携して対応することが必須。

チームアプローチの考え方

チームアプローチの構築

1. 地域包括支援センターの目的、使命に関して共通認識を醸成する
2. 3職種の専門分野の相互理解
3. 利用者に関する情報の共有化
4. 利用者に対する責任体制の明確化
5. 定期的なケアカンファレンス等の実施による「場」づくり

介護予防ケアマネジメント

介護予防の考え方について

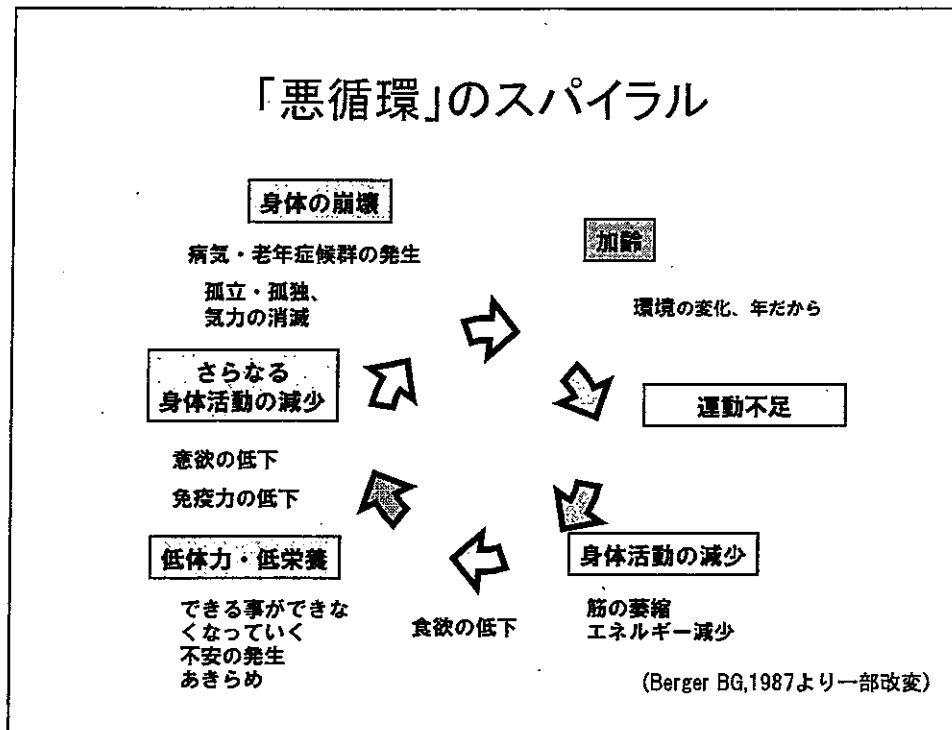
- ① 要介護状態になることをできる限り防ぐ
(=発生を予防する)
- ② 要介護状態であっても、
状態がそれ以上に悪化しないようにする
(=維持・改善を図る)

どのような状態にある者であっても、
生活機能の維持・向上を積極的に図ることが重要

その人の生活・人生を尊重し、できる限り自立した
生活を送れるように支援する。

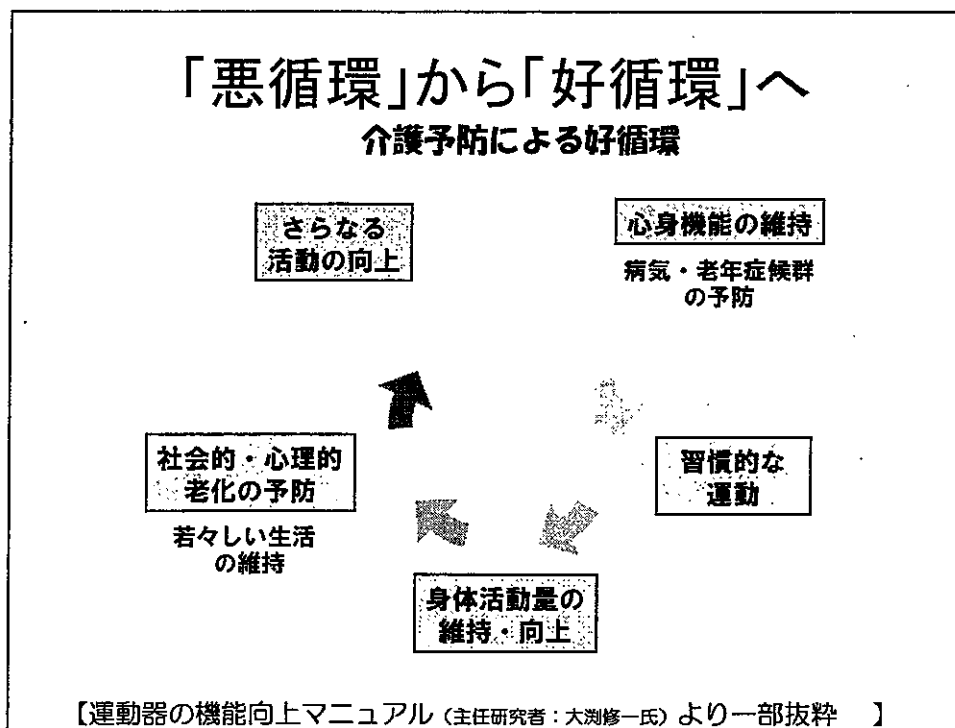
即ち「自立支援」(=介護保険の基本理念)

「悪循環」のスパイラル



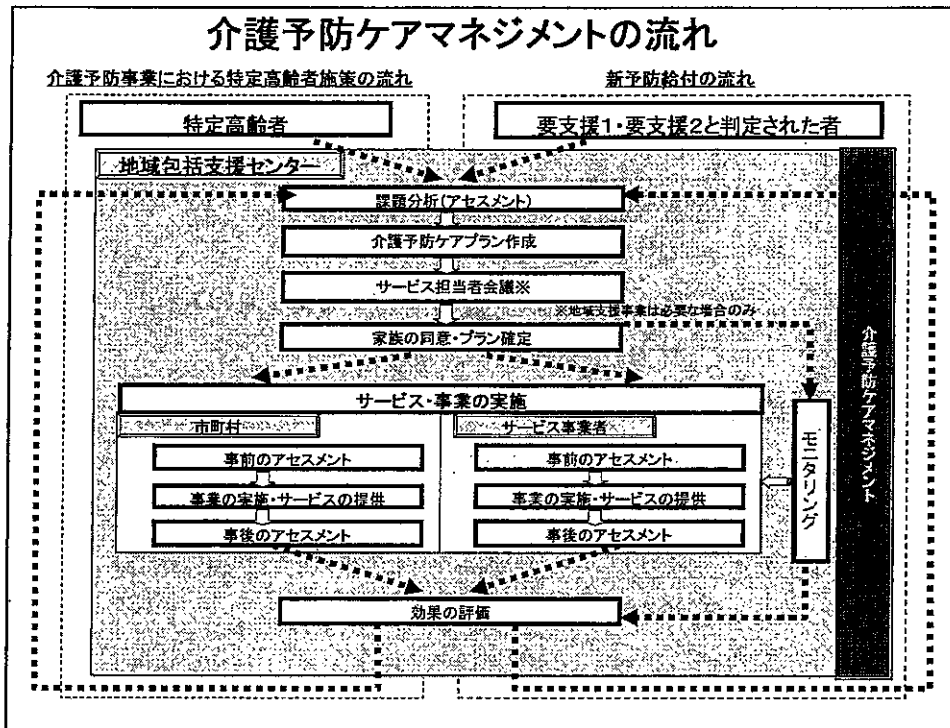
「悪循環」から「好循環」へ

介護予防による好循環



【運動器の機能向上マニュアル (主任研究者：大淵修一氏) より一部抜粋】

介護予防ケアマネジメントの流れ



介護予防サービス提供の基本的視点

- 軽度者の特性を踏まえたサービス提供
「本人のできることはできる限り本人が行う」ことが重要
- 目標指向型のサービス提供
 - ・ 明確な目標設定
 - ・ 一定期間後には所期の目的が達成されたかを評価
 - ・ 必要に応じ、サービス内容を見直し
- 廃用症候群予防・改善の観点から、外出の機会の確保を積極的に位置づける
- 高齢者のADL, IADLを左右する大きな要素は「体力・活動」と「意欲」であることを認識

介護予防ケアプランの作成のポイント

- 総合的な観点から根本的な課題をさぐる

間接的な原因にも着目



- 利用者や家族に課題に対する目標と具体策を提示し、合意する

「本人ができること」は本人が行うことが重要



- セルフケア、家族の支援、インフォーマルサービスを活用したケアプランの作成

地域の様々な社会資源を活用する

介護予防ケアプランの作成方法 (支援計画に盛り込む内容)

○利用者のセルフケア

利用者自らが取り組むべき事項や利用者自身にできる生活行為・行動の変容や健康管理・生活習慣の改善などは介護予防の最も重要な取り組み

○家族の支援、インフォーマルサービス

家族の支援や、近隣の住民からの支援は、利用者が友人や地域住民とのつながりの中に自己の役割や生きがいを感じている場合は、インフォーマルサービスの支援者として記入

○介護保険サービスまたは地域支援事業の内容

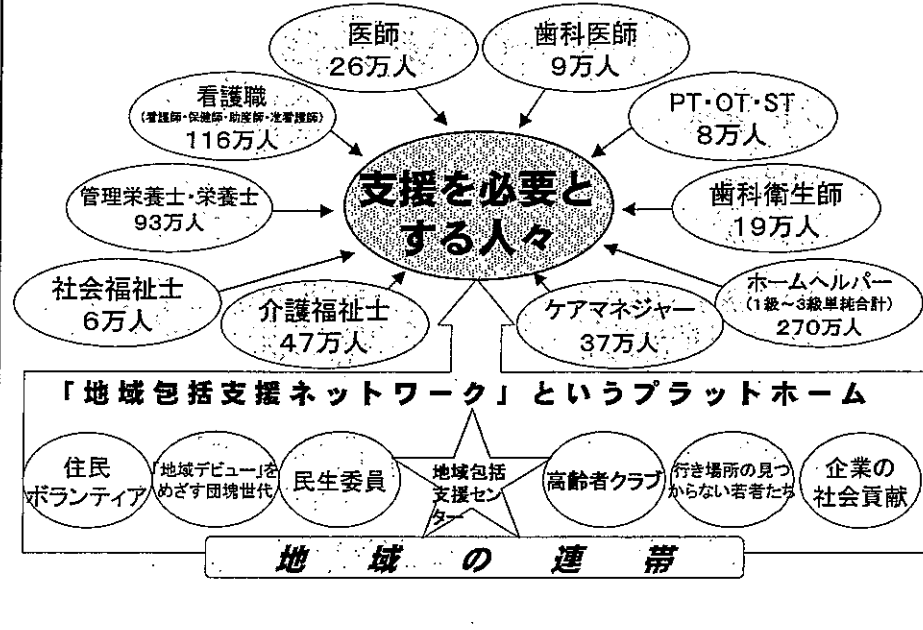
生活機能低下を予防するために利用する介護予防事業や予防給付のサービス等を記入

介護保険制度改正で 何故、地域包括支援センターが 創設されたか？

- 介護サービスが一人一人が住み慣れたまちで最後までその人らしく生きることを保障していくことが介護保険の目的である
→高齢者の尊厳の保持（法1条）
- 上記の目的を達成するためサービス基盤が整備されたとしても、要介護高齢者の生活をできる限り継続して支えるためには、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスを中核に、医療サービス・その他の生活支援サービスなどの様々な支援が継続的かつ包括的に提供される仕組みが必要である。
- 介護以外の問題に対処しながら、介護サービスを提供するためには、介護保険のサービスを中核としつつ、保健福祉医療の専門職相互の連携、さらに、ボランティアなどの住民活動も含めた連携によって、地域の様々な資源を統合した包括的な支援（地域包括支援）を提供することが課題である。
- 地域包括支援が有効に機能するためには、各種のサービスや住民が連携して支援が実施できるよう、関係者の連絡調整を行い、サービスや支援のコーディネートを行う機関→地域包括支援センターが必要である。

「2015年の高齢者介護」をもとに作成

豊かな地域を創造する「センター」と「社会資源」



次期制度改革に向けた課題

①介護予防サービスの在り方

介護保険法等の一部を改正する法律

(附則)

第2条 略

- 2 政府は、この法律の施行後3年を目途として、予防給付及び地域支援事業について、その実施状況等を勘案し、費用に対するその効果の程度等の観点から検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

②施設等の体系の在り方

健康保険法等の一部を改正する法律案

(附則)

第2条

- 3 政府は、入所者の状態に応じてふさわしいサービスを提供する観点から、…介護老人保健施設及び…介護老人福祉施設の基本的な在り方並びにこれらの施設の入所者に対する医療の提供の在り方の見直しを検討するとともに、介護保険施設等の設備及び運営に関する基準並びに利用者負担の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとともに、地域における適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備の支援に努めるものとする。

③被保険者・受給者の範囲の在り方

介護保険法等の一部を改正する法律

(附則)

第2条 政府は、介護保険制度の被保険者及び保険給付を受けられる者の範囲について、社会保障に関する制度全般についての一体的な見直しと併せて検討を行い、その結果に基づいて、平成21年度を目途として所要の措置を講ずるものとする。

